

医科点数等Q & A

(入院基本料等加算)

Q 1 2026年4月1日よりデータ提出加算3の算定を行っている。入院期間が90日を超えるごとに1回算定できるが、現在入院中の患者については、26年4月1日を起算に91日目に算定するのか、それとも入院日より起算して91日目に算定するのか。

A 1 下記の令和2年3月31日発出の疑義解釈により、入院日より起算して91日目に算定することになります。

(問28) 新たに区分番号「A245」データ提出加算に係る届出を行った場合、データ提出加算の算定方法はどのようになるか。例えば、10月1日からデータ提出加算1及び3が算定可能となる医療機関において、9月15日に区分番号「A101」療養病棟入院基本料1を届け出る病棟に入院し、10月1日を超えて継続して入院している患者について、どのように算定するのか。

(答) データ提出加算1は算定できない。データ提出加算3は10月1日以降に、9月15日から起算して90日を超えるごとに1回算定する。